

第二十六回 参議院大蔵委員会會議録第二十七号

昭和三十三年四月十一日(木曜日)午前
十時五十三分開会

委員の異動

四月六日委員田中茂穂君、藤田藤太郎君、大倉精一君、及び柴谷要君辞任につき、その補欠として小瀧彬君、江田三郎君、野溝勝君及び榛繁夫君を議長において指名した。

四月八日委員小瀧彬君、野田俊作君及び市川房枝君辞任につき、その補欠として田中茂穂君、前田久吉君及び鮎川義介君を議長において指名した。

四月九日委員岩間正男君辞任につき、その補欠として野坂参三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川甚五郎君
大矢 正君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
稲浦 鹿藏君
木暮武太夫君
田中 茂穂君
塩見 俊二君
土田国太郎君
苦米地英俊君
野溝 勝君
杉山 昌作君
石村 英雄君

衆議院議員

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君
事務局長 常任委員 木村常次郎君
会専門員 大蔵省主税局 吉国 二郎君
税制第二課長

説明員

本日の會議に付した案件
○入場税法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○塩専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○國の特定の支払金に係る返還金債權の管理の特例等に関する法律案(内閣提出)
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
○準備預金制度に関する法律案(内閣提出、予備審査)
○預金等に係る不当契約の取締に関する法律案(内閣提出、予備審査)
○国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、予備審査)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開きます。

議事に入るに先立って、委員の異動について御報告いたします。

四月六日付をもって田中茂穂君、藤田藤太郎君、大倉精一君、柴谷要君が辞任、小瀧彬君、江田三郎君、野溝勝君、榛繁夫君が選任され、八日付をもって小瀧彬君、市川房枝君、野田俊作君が辞任、田中茂穂君、鮎川義介君、前田久吉君が選任され、九日付をもって岩間正男君が辞任、野坂参三君が選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) 入場税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、提案者より趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院議員(石村英雄君) 衆議院の方におきまして、入場税法の一部を改正する法律案を立案いたしましたわけでございますが、純演劇につきましては、従来の入場税は、映画なんかも含めましてそれぞれ区別なく定められておったのですが、ただ例外として、四条の二項で純音楽について金額の制限なしに二〇%、こういう規定があるのですが、まあこれに対応した形で、純演劇について二〇%というものを考えたわけでございます。しかし、純演劇の場合は、純音楽では金額に制限が全然ないわけですが、今回の純演劇については、三百円以下の入場料について二〇%、こゝう入場料によって限定をいたしまして、そうして現在八十円以下は二〇%になっておりますから、八十円をこえ三百円以下のものに対して入場料の二〇%の入場税を課す、こういうことに

いたしましたわけでございます。で、最初衆議院で与野党で相談したときには、この法律案と少し違っておりました。純演劇である歌舞伎、新劇等を催す場所、こゝういふように規定を一人いとしたのですが、大蔵省と相談の結果、「政令で定める純演劇を催す場所」こゝういふように改めたわけでございます。

で、純演劇の定義が非常にむずかしいので、歌舞伎、新劇というものは、当然純演劇に入るわけですが、その他あるいは新派とか、劇団の名前ですが、新国劇、こゝういふようなものをどう考えるかというふうなことで、相当問題が多かったわけで、結局大蔵省の御意見をいれまして、政令で純演劇というものを定める、こゝういふことにいたしましたわけでございます。で、一応の考え方として古典的な日本の演劇、だから歌舞伎も当然純演劇のうちに入ります。それから普通いわれる新劇、それから新派なんかも、これがものによつては純演劇たるものがある、こゝういふわけなんです。

で、これを作ります場合に、演劇評論家なんかを呼びまして、いろいろ御意見を聞いてみたのですが、結局純演劇といふときには、戯曲がもとになっている。戯曲が、いわば世界的な戯曲としての価値があるものによって演じられる演劇が純演劇だというのが、評論家の御意見でございました。そうしたことを含めまして「政令で定める純演

劇」、芸術的な価値のあるものということが、政令におそらく入るだろうと思ひますが、こゝういふ観点から、この入場税法の一部の改正案を作ったわけでございます。

○委員長(廣瀬久忠君) 質疑を行います。

○西川甚五郎君 ちよつと大蔵省に聞きますが、今提案者の説明によると政令を大蔵省にかぶせられておられるわけですが、これは果してこの政令はあなたの方でできるのですか。

○説明員(吉国二郎君) ただいま御質問のございました点でございますが、純演劇の範囲につきましては、非常にむずかしい問題が多々ございます。現在実は「交響楽、器楽、声乐等の純音楽、純オペラ、純舞踊、雅楽、文楽若しくは能楽をもつて研究発表する会場への入場又はスポーツを催す競技場への入場」については、先ほど御説明がございましたように、八十円をこえまして二割というふうに措置をいたしております。

そこで純音楽あるいは純舞踊というものゝの定義も、実は非常にむずかしい定義でございます。これにつきまして、解釈通達で具体的にこまかく規定しております。政令で定めます場合にも、その純音楽等についてとつておりますような態度で、基本的に条件をきめる必要があるのじやなからうか、現在基本的に考えておりますことは、

一応それらの演劇が専門的な研修を経た専門家の手によって行われるということ、それから芸術的な価値のあるものであるということ、少くとも一つの条件になると思っておりますが、そのほか具体的にいかなるものをその範囲に取り入れるかという問題は、やはり最後に解釈の問題になるだろうと思ひます。

○杉山昌作君 この配付をいただきました提案理由の説明によりますと、純演劇育成の見地から入場税を安くするのだ、こういうことが書いてある。これはなんでございませうか、入場税というものは、これは入場者にかかるものである、税の本質が、従つて入場税を安くするということは、当然に入場料の安くなることを期待するわけなので、入場料が安くなるから、入場者が多くなる。従つて純演劇を育成し得るのだと、こういうふうに解釈してよろしうございませうか。

○衆議院議員(石村英雄君) これを作りました考えは、入場税が下ることによつて税込みの入場料が下つて観客がふえるということも、一つのそれによる純演劇の育成ということも考えられるわけですが、一方でまた現在純演劇なんかの入場料というものは、税込みで三百円程度が最高なわけでございます。現在の劇場その他の事情からこれ以上取るといふことはとうてい不可能な状況にあるという前提もありますので、ものによつては下げ得るものも場合によつてはあり得るだらうし、ものによつては入場税が下つても必ずしもそれが全部下げ得るというものでない場合もある。そう両方の意味合いで純演劇の育成が行われるだらう、こう考

えたわけでございます。従つて三百円という限度を、純音楽の場合には三百円であらうが、五百円であらうが、千円であらうが二〇%になつておりますが、その点を考えましたので、これには三百円以下のものにしか二〇%という特殊な税率は適用しないというふうな考へて、三百円の限度を置いたわけでございます。大体現在の三百円の税込みは、二百円が観劇料で、百円が入場税だ、こういうことになつておりますから、これが二〇%になれば二百四十円になるのが、税率が下れば当然のことで、劇団方面では二百四十円になるはずでございますが、劇団の方面では、大体これが通ればある程度下げ得る、こういうお話でございました。しかし演劇のことですから、内容によつては下げ得ないものもあるのじゃないか、大体大部分は下げ得るだらう、こういうことでございました。両方の意味でこの入場税の引き下げを考えたわけですが、歌舞伎座なんかの場合に、たとえば歌舞伎座の一等とか二等とかいうようなものは下げなくても、これはむしろ企業的に行われるもので、入場税の三百円を越えるものですから、これは下らないのが大部分であらうと思ひます。三等なんかは下げ得る、下げることになる部分に入つてくる、劇団の意見はそういう話でございました。

わかれも双方全部必ず下るだらうとは考へない。内容によつて下げ得るものと下げ得ないものとが、演劇ですから、映画なんかと違ひまして演劇ですから、双方ができてくるのじゃないか、こう考へております。

○杉山昌作君 入場料を下げ得るものと下げ得ないものがあるだらう。まあ大体これは実際問題として今まででもそういうことがあつたのです。しかし本質から申しますと、入場税というものは入場者にかかるのだから、税金が下つたら入場料が下らなければならぬ。これが法律の建前である。たとえば酒の税も、酒の税率を下げれば酒の小売価格が下らなければならぬということなのです。これはこの委員会でも従来しばしばそういうことで、たとえば酒の税金が下つたときには、一体酒の小売価格は下るのか、大蔵省はそれを監督するかどうかを、入場税についても同じことだ。ただちよつと疑問に思ひましたのは、せんだつて一部の新聞に今度の入場税の引き下げは入場者の負担軽減をはかつていくのじゃない。入場税は下らなくていいのだ。ただ途中の劇団が困つておるから、税金の減るだけ今度の入場税引き下げによつて入場料が引き下がるかと御期待されても、それはそうではないのだというふうな説が、一部の新聞に流布されておる。これは私は法律——入場税とか酒税とかを取り扱う場合に根本的に違つておるのじゃないか。やはり私は一番初めに申し上げた通り、入場税を安くすれば、従つて入場料が下る、観客が多くなる、それでどうかというところが本質ではないか。しかし実際は、たまには入場税が下つても、税率が下つただけ安くすることには、今まで実績はないかもしれぬ。そういうことはたまにあることもやむを得ないことだ。酒の税に似たところが、酒の税率が下つたので酒の小売価格が今まで下つたかという、必ずしもそうではない。そういうこともそれはやむを得

ない事情もあるから、あり得るかもしれないけれども、税の本質というものは、そうではないということをはつきりしておきませんことには、将来もつと違つた場合に、入場税を下げて入場料は下げないのだ、立法者の趣旨はそういうわけだ。かつてはそういうこともあつた。酒の税もまた同じこと。間接税の税率を上げ下げをするときに、税の本質についての疑惑を持たせるようなことになる。そこをはつきりさしていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(石村英雄君) その投書は私がしたわけですが、これは酒というふうなもので、内容が同じものなら、酒の品質でも向上させるというところになると、必ずしもそうならない。同じもの場合には、税金が下がれば、消費税が下がれば下つてくるのが当然でございます。ところが、現在の演劇なんか、歌舞伎におきましても、演劇界の御意見を聞いてみますと、従来の日本の古典的な伝統がすでにたれてきておる。これはとうてい二部興業なんかもそういう点からすれば、なかなかかわらず、やらざるを得ない状況に置かれておる。このままに放置しておいては伝統演劇も保持がむずかしいといふことも一面にあるといふことを御理解願ひたいと思ひます。例の菊五郎劇団とかなんとかいうものをやっておりますが、これも純粋な研究発表という形の菊五郎劇団なんかの演劇は現在できないような状況に置かれておつて、伝統芸術の保存といふことも非常に困難になつておる、こういう面も一部にありますが、そういう面については、必ずしも全部百パーセント入場

税が下つたからといって、下げ得ないということも起り得るということを強調したかったわけなんです。この点にはまだ出過ぎたことを申し上げて失礼だつたと思ひますが一つは歌舞伎なんかの伝統の保持育成という点も合せて観客の方に考へていただきたい、そういう趣旨であれば書いていただきたが、さすが、劇団の意見ではやはりこれは下げなければならぬ、こういうことでございました。

○菅米地英俊君 今の杉山委員の御意見と私は同じなんです、この前に税率を下げるときに陳情に来た業者を呼んで、税金が下る以上は、入場料も下げるのが当然ではないかというところを言つたところが、下げます、これは約束したのです。ところが、現実には下げておらない。これは業者の収入になつちやつて入場者はちよつと減税の恩恵を受けておらないのです。そこで今お話では、歌舞伎のような芸術というお話でしたが、この入場料の税金の引き下げによれば、すべてが均等に下る。そうすると、歌舞伎をだして業者を肥やせる、一般大衆には利益を与えない、こういう結論になりやしないのでしうか。

○衆議院議員(石村英雄君) 現在演劇は企業的に行われておるのは歌舞伎だけだといつていいのじゃないかと思ひます。新劇なんかは俳優がやつておつて、これを企業的にやつておる者はいないわけでございます。歌舞伎の場合には松竹なんかといふ企業家がやつておるわけですが、普通の俳優座だとかあるいは劇団民芸なんかといふものは、企業的なものではござい

ない。そういうこともそれはやむを得ない事情もあるから、あり得るかもしれないけれども、税の本質というものは、そうではないということをはつきりしておきませんことには、将来もつと違つた場合に、入場税を下げて入場料は下げないのだ、立法者の趣旨はそういうわけだ。かつてはそういうこともあつた。酒の税もまた同じこと。間接税の税率を上げ下げをするときに、税の本質についての疑惑を持たせるようなことになる。そこをはつきりさしていただきたいと思ひます。

さいません。従つて俳優が幾らか月給が、自分のやつてゐる演劇でこれを下げない結果、幾らか手取りがふえるというところは起り得ると思ひます。しかし企業家としての、興行師の利益になるといふことはまず実態から見ても考えられないわけでございます。現在の新劇の俳優なんかの収入というものは、わずかに映画なんかに出て得るお程で、純演劇をやる関係での収入はほとんど問題にならない状況でございます。だから業者を肥やすというほどの強いには起らないのじゃないか、こゝろわれわれは考えております。むしろりっぱな、良心的な演劇をやり得る余地がその面でもできるということとは、演劇の発展のためにはいいことではないか、こう考えております。

だと思ひます。問々中には三百三十円とか六十円というのも部分的にはありますけれども、一般的には三百円が最高で、三百円以下の演劇が行われておるわけでございます。

○吉米地英俊君 これは提案理由に、純演劇——歌舞伎、新劇と、こういうように書いてありますけれども、入場税という性質から、そうなりますか、これは政府委員の方に聞きたいのですが、入場税を軽減するということは、これはそういうふうな特定のもののだけに当てはまるということになりますか。これはもう均等するものと私は思ふのですがね。立法者の趣旨はどうあるかと、あとからまた映画とか何とかが、入場税が改正になったのという方から、入場税が改正になったのにわれわれだけ均等しないのはどういふわけだ、立法者の意思と実際の世の中の受け取り方と動き方というものは別だと思ふのです、立法者の意思にかかわらず、これは均等しないという保証はどこにあるのですか。

税の課税の際に、第一種と第二種は區別をいたしまして、その入場の性質に応じて、第二種の場所の場合には一律に百分の十というふうな税率をとつておられますので、入場税におきましても、その対象になる催しものの内容によつて差別がつくというところは考えられるわけでございます。純音楽等につきましても、すでにそういう差別がついたわけでございます。今純演劇といふものを映画等と別の性格と認めて多分御改正になったと思ひますので、その趣旨が徹底すれば、演劇を下げたから直ちに映画も下げるべきだということにはならないと思ひますのでございまして、差し当りは影響はないと考えておるわけでございます。

限定をつけるのは、純演劇の性格上、なかなかむずかしいと思ひます。従いまして純演劇といふものを、現在の純音楽その他と同じように、ただ純演劇と書いたのでは非常に解釈上も疑義が生じやすい。せめて政令等での基準を明らかにした方がいいのじゃないかという趣旨で、法律にただ純演劇といふことで書きますと、かえつて問題が起るのじゃないか。もちろん詳しくお書き願えればけっこうだと思ひますが、なかなかその純演劇を詳しく書くこととなりますと、直ちにそれだけの区分が法律の上で現わしがつたい点もございまして、おそろしく政令にお譲りいたしたいものと了解しております。

最初してみたのです。ところが問題は純演劇の結局定義なんです。歌舞伎、新劇が純演劇だということは一応言われます。確かにそれだけいいと思ふのですが、しかしまだそれだけでは新派はどうか、何だかというふうな問題がたふさん出てくるわけなんです。それで新派でもないなかでやる新派なんかは純演劇だと言われない新派もあるわけなんです。東京なんかでやられる新派には純演劇と言われる新派もありまして、もうちゃんとした戯曲をもとにしてやつておる新派もあるわけなんです。これはりっぱな純演劇と言われる。ところがいなかでやつてゐる俗に新派といふのは、いなかげんな演劇なんですから、これを新派だからといって純演劇と見るわけにはいかない、こういう非常な良心的と申しますか、関係者の意見も厳密になつて参りまして、一応それで純演劇という言葉を上にもつていつて、純演劇である歌舞伎、新劇と、こういうふうにしてみたのですが、大蔵省方面の御意見を聞いてみましても、ただそれだけではやっぱり純演劇の定義としては不十分だ、それなら完全な純演劇の定義がこの法律の中に書き込めるかというところ、これはいろいろ法制局なんかと相談しましたけれども、むずかしいと、こういうことになりましたので、純演劇だということをはつきりさせて、その純演劇の限界は政令で一つしぼつていただこう、こう考えたわけでございます。われわれもなるべくなら、政令でこうした定義の内容に触れないようにしたいと思ひましたが、従来の純音楽その他でも政令にある程度制限されておる関係もあり

○吉米地英俊君 この提案理由によれば、これは歌舞伎が下るだけじゃなくて、全部が下るのしょう。これは映画も下るのしょう。そうじゃないですか。

○吉米地英俊君 これは芸術価値の高いつつと、その入場税に八十円とか百三十円とか、そういうものがあるのしょう。

○吉米地英俊君 それならば、入場税としないで第何種入場税、こういう工合にはつきりしたらどうですか。それでこれは政令で定めるとおっしゃるでしようけれども、政令で勝手にきめるといふよりは、法律でもつてはつきりしたつておいた方がいいと思ふのです。政府側はどう考えておられますか。

○吉米地英俊君 私は法律面ではできるだけ明らかにしておいて、補足的に政令を用いるというのはいかにも思ひますが、政令でその範囲も何も政府に勝手に動かせるというのじゃ法律をきめる意味がなくなつてしまふと思ふのです。従来の政令というものが、われわれの知らないうちに、知らないところから飛んで行つてしまふのがたくさんあるのです。だからして、私は表面からできるだけ法律でもつてはつきりしておいて、法律に出すことが工合の悪い部分だけ政令でやつていく、こういうふうにした方がよくないかと思ふのですが、これは政府を決して信頼しない意味じゃありませんけれども、どうもとなく今までそういう例があるのですよ。

○衆議院議員(石村英雄君) 映画は、これは全然対象にしておりませんが、演劇、いわゆる俗にいう芝居ですが、これには入場料が現在二百円、大体二百円の入場料が最高で、税込みで三百円というのがたまたま純演劇では最高だと思ひます。問々中には三百三十円とか六十円というのも部分的にはありますけれども、一般的には三百円が最高で、三百円以下の演劇が行われておるわけでございます。

○衆議院議員(石村英雄君) これは映画ではありませんが、映画は全然関係ありません。

○吉米地英俊君 これは芸術価値の高いつつと、その入場税に八十円とか百三十円とか、そういうものがあるのしょう。

○吉米地英俊君 それならば、入場税としないで第何種入場税、こういう工合にはつきりしたらどうですか。それでこれは政令で定めるとおっしゃるでしようけれども、政令で勝手にきめるといふよりは、法律でもつてはつきりしたつておいた方がいいと思ふのです。政府側はどう考えておられますか。

○吉米地英俊君 私は法律面ではできるだけ明らかにしておいて、補足的に政令を用いるというのはいかにも思ひますが、政令でその範囲も何も政府に勝手に動かせるというのじゃ法律をきめる意味がなくなつてしまふと思ふのです。従来の政令というものが、われわれの知らないうちに、知らないところから飛んで行つてしまふのがたくさんあるのです。だからして、私は表面からできるだけ法律でもつてはつきりしておいて、法律に出すことが工合の悪い部分だけ政令でやつていく、こういうふうにした方がよくないかと思ふのですが、これは政府を決して信頼しない意味じゃありませんけれども、どうもとなく今までそういう例があるのですよ。

○衆議院議員(石村英雄君) 映画は、これは全然対象にしておりませんが、演劇、いわゆる俗にいう芝居ですが、これには入場料が現在二百円、大体二百円の入場料が最高で、税込みで三百円というのがたまたま純演劇では最高だと思ひます。問々中には三百三十円とか六十円というのも部分的にはありますけれども、一般的には三百円が最高で、三百円以下の演劇が行われておるわけでございます。

○衆議院議員(石村英雄君) 映画は、これは全然対象にしておりませんが、演劇、いわゆる俗にいう芝居ですが、これには入場料が現在二百円、大体二百円の入場料が最高で、税込みで三百円というのがたまたま純演劇では最高だと思ひます。問々中には三百三十円とか六十円というのも部分的にはありますけれども、一般的には三百円が最高で、三百円以下の演劇が行われておるわけでございます。

○吉米地英俊君 これは芸術価値の高いつつと、その入場税に八十円とか百三十円とか、そういうものがあるのしょう。

○吉米地英俊君 それならば、入場税としないで第何種入場税、こういう工合にはつきりしたらどうですか。それでこれは政令で定めるとおっしゃるでしようけれども、政令で勝手にきめるといふよりは、法律でもつてはつきりしたつておいた方がいいと思ふのです。政府側はどう考えておられますか。

○吉米地英俊君 私は法律面ではできるだけ明らかにしておいて、補足的に政令を用いるというのはいかにも思ひますが、政令でその範囲も何も政府に勝手に動かせるというのじゃ法律をきめる意味がなくなつてしまふと思ふのです。従来の政令というものが、われわれの知らないうちに、知らないところから飛んで行つてしまふのがたくさんあるのです。だからして、私は表面からできるだけ法律でもつてはつきりしておいて、法律に出すことが工合の悪い部分だけ政令でやつていく、こういうふうにした方がよくないかと思ふのですが、これは政府を決して信頼しない意味じゃありませんけれども、どうもとなく今までそういう例があるのですよ。

○衆議院議員(石村英雄君) 映画は、これは全然対象にしておりませんが、演劇、いわゆる俗にいう芝居ですが、これには入場料が現在二百円、大体二百円の入場料が最高で、税込みで三百円というのがたまたま純演劇では最高だと思ひます。問々中には三百三十円とか六十円というのも部分的にはありますけれども、一般的には三百円が最高で、三百円以下の演劇が行われておるわけでございます。

○衆議院議員(石村英雄君) 映画は、これは全然対象にしておりませんが、演劇、いわゆる俗にいう芝居ですが、これには入場料が現在二百円、大体二百円の入場料が最高で、税込みで三百円というのがたまたま純演劇では最高だと思ひます。問々中には三百三十円とか六十円というのも部分的にはありますけれども、一般的には三百円が最高で、三百円以下の演劇が行われておるわけでございます。

○吉米地英俊君 これは芸術価値の高いつつと、その入場税に八十円とか百三十円とか、そういうものがあるのしょう。

○吉米地英俊君 それならば、入場税としないで第何種入場税、こういう工合にはつきりしたらどうですか。それでこれは政令で定めるとおっしゃるでしようけれども、政令で勝手にきめるといふよりは、法律でもつてはつきりしたつておいた方がいいと思ふのです。政府側はどう考えておられますか。

○吉米地英俊君 私は法律面ではできるだけ明らかにしておいて、補足的に政令を用いるというのはいかにも思ひますが、政令でその範囲も何も政府に勝手に動かせるというのじゃ法律をきめる意味がなくなつてしまふと思ふのです。従来の政令というものが、われわれの知らないうちに、知らないところから飛んで行つてしまふのがたくさんあるのです。だからして、私は表面からできるだけ法律でもつてはつきりしておいて、法律に出すことが工合の悪い部分だけ政令でやつていく、こういうふうにした方がよくないかと思ふのですが、これは政府を決して信頼しない意味じゃありませんけれども、どうもとなく今までそういう例があるのですよ。

○衆議院議員(石村英雄君) 映画は、これは全然対象にしておりませんが、演劇、いわゆる俗にいう芝居ですが、これには入場料が現在二百円、大体二百円の入場料が最高で、税込みで三百円というのがたまたま純演劇では最高だと思ひます。問々中には三百三十円とか六十円というのも部分的にはありますけれども、一般的には三百円が最高で、三百円以下の演劇が行われておるわけでございます。

ますので、ここは純演劇の定義がむずかしい結果、政令に譲るといふことにいたしましたわけでございます。趣旨とすれば、われわれもなるべくなら政令に譲りたくはなかつたのですが、非常に境がわかりにくいものが演劇の中にはたくさんありますから、たとえばこれを作るときに、エノケンの芝居はどうか、こういう意見も出ました。われわれは当然エノケンの芝居は純演劇だとは考えておりませんが、ただここに新劇等と書くとエノケンの芝居も問題になってくる、こういうことになりましたので、そこは小さな点まではつきり政令で定めてもらおう、こういうことにいたしましたわけであります。

○富米地英俊君 私には純粋な純演劇と認められるものでも認むべからざるものがあると思うのです。たとえば、これは純演劇だといつても、ある一種のあれですね、最近共産主義を国民に周知させるために、純演劇だと称して、また芸術の方面からいつたらそうであるかもしれないけれども、僕はそういうものだけは政令でやつたらいいと思うのです。たとえ純演劇であつても、私は政策上、特典を与えないものはきめてもいいと思うのです。

○木暮武太夫君 大蔵省の方にちよつと伺いたいです。政務次官おいでになつておりますが、これは原則的な問題です。さつき杉山委員から言つたのでお聞き下さつてはいるが、間接税と直接税を税の体系の上で定めて、そして間接税というものは消費者に転嫁するといふことが、いわゆる間接税のいろいろ議論のあるゆゑなんだけれども、今の御説明を聞くと、間接税と

いうものをここで転嫁しないという原則を、大蔵省はそういう形のものとしたいことを、原則的に認めるというふうな形になるというところが、将来のことであるかどうかといふことをいろいろ御研究になつたのですか。それのことです、たとえば議論をすれば間接税というものは、要するに転嫁を原則としていけるけれども、競争その他のために吸収されることがある。今いろいろ議論を立てればあるけれども、原則としては直接税に対する間接税といふものは転嫁すべきものだ。そこで間接税を増徴した場合に、一般大衆の負担になるし、間接税を減らせば一般の人の負担が軽減されるという議論が、これは一貫した理論でやはりあるのだらうと思うけれども、そこで提案者の先ほどの御説明のように、税を下げることもあり得て、それによつて観衆がふえて、よつてもつて純演劇を育成するといふ説明なら、その筋が通るのだけれども、必ずしも見る人の税はこれによつて減らないのだといふことを初めから言つて、こういうことをやると、まあ税の担当の大蔵省は、今後間接税の問題のときにそういうことをひつからされてくる問題が多くなるのじゃないかといふように考えます。ことにこの前、今の映画やなんかの入場税が下つたときなどは、大衆の期待に反してちつとも入場料というものが下らないことに對して、一般の非難があつたことなどがありますから、やはり大蔵省としては、この入場税というふうな間接税の軽減というものをどこに目標を置いていけるのだといふことはつきりと言ふことが、税をあくするものとしていいのじゃないのですか

ね。まあちよつと御意見があつたら伺いたい。

○政府委員(足立篤郎君) 間接税の問題につきましても、税制調査会におきましても御承知の通りの答申もございましたし、私どもも基本的に考究しなければならぬ問題であると考えておるわけでございますが、この入場税の軽減の問題をめぐるまして、今木暮委員御指摘のような基本的な税理論につきましても、私どもはその立場に立つて、これについて政府が了承したといひますか、いふことはございせんので、ただいまもお話がございまして、日本古来の芸術的な演劇の保存と申しますか、なお、石村議員からも御指摘のありましたような、最近こういう面が非常にさびれて参りまして憂うべき状態にあるという事情も伺ひまして、この政策としてこれらの入場税を軽減することによつて入場料金をそのものでもできるだけ下げてもらひまして観客層をふやしていく。そしてこういった芸術的におり高い純演劇の温存をはかつていくという政策的な見地に立つて私どもも了解をいたしましたような次第でございます。

先ほど来、御指摘のありました通り、その区分につきましては、非常にむずかしいものでございますから、やはり政令におまかせ願つて、大蔵省で責任をもつて、果して今申し上げたようなものであるかどうかという点につきましては、厳格な判定をいたしまして、なお、その成果も見守りたいといふふうに考えておる次第でございます。

○青木一男君 私この衆議院の立法の意味はわかるのですが、この立法技術

のことについて将来の法の解釈のことについて非常に疑義があるからお尋ねしておきたいのです。芸術というものの境界のむずかしいことは、先般のチャタレー裁判によつてあの通りむずかしかつたことをよく示しておるわけでありませう。

それで、その困難を政令にまかせることによつて、技術上解決しようといふ意味もわかるのですけれども、法律に純芸術といふことがある場合には、政令でその法律を曲げるわけにいかないのです。そのむずかしいことを政令できめるといふわけにはいかないのだらうと思ふんです。そこでかりにこれが純芸術と法律に書いてなくて、政令で定める演劇——純演劇と法律に書いてなくて、政令で定める演劇についてとはいふことであれば、これは立法の適否は別として、解釈上の疑義はないんです。ところが法律に純演劇と書いてあつて、その具体的適用を政令にまかせるといふことは、依然として法律上の困難な問題を解決することには私にはならないと思ふんです。その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(足立篤郎君) 実は打ちあけ話を申し上げますと、石村議員はか関係者が大蔵省へ見えまして御陳情がありましたときに、私はすぐ言葉返して、純演劇の定義はいかなるものでありましようか、それがはつきりいたしませんとどうも取り扱ひの仕方がございませぬがという御返事を、逆に御質問を申し上げたことがあるわけでありませう。すいぶん御熱心に御研究になつておる石村議員その他、直ちに実は御答弁がございせんので、私もこれは今、青木委員御指摘の通り非常にむ

ずかしい問題だといふふうに考えておつたわけであります。その後衆議院の大蔵委員会におきまして与野党協議いたしまして、最終的に今御提案申し上げておるようなことに話し合ひがつきまして、議員提案として立法措置がとられたわけでございますが、青木先生御指摘の通りに、確かに理論的には今おっしゃる通りだと思ひます。これは政府に有権的な解釈をまかせられた法律であるならば、これは政府がきめれば、その通り定められるものであります。その範囲は政令で定めるといひますと、純演劇はすべて政令で定めなければならぬといふことに逆になるわけですから、純演劇の判定を誤まれば、政府はその責任を全うしないといふことにならうわけです。しからば果して純演劇とは何ぞやといひますと、これは鶏と卵のような話になるわけですが、やはり人間が判定する以外にない。そこでその人間はだれかといへば、政府のその筋の責任者が、事務官が決定をするといふことにおまかせを願う以外にないと思ふんです。そこで果して決定をしたものを個々別々に検討しますと、これは純演劇ではないか、あるいはそうでないんじゃないかといふような議論が出てくると思ひます。それは運用の問題に將來なつて参りますので、やはり先ほど申し上げました通り、厳格な判定によりまして、法律に盛られて示されている純演劇といふものの定義を誤らないようにあらゆる角度から検討いたしまして、個々別々のものを審査して決定してゆくといふことにならざるを得ないので、その精神で政令を定めておきまして、結局は私は個々

の場合の価値判断ということに相なるのではないかとふうに考えておるわけなのでございます。

これは青木先生の御指摘の御答弁にはならないと存じますが、氣勢を率直に申し上げて、実はこの扱いには非常に微妙な点がございますので、私どもとしてはどこまでも先ほど申し上げたような精神で、芸術のかおり高い、あるいはまた日本古来の伝統的な純粋劇を守っていくという政策を殺さないように運用をはかっていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○青木一男君 今の点で、今、政務次官の御説明で、御苦心のあるところはよくわかるのです。私が言うのは、税法というものはやはり憲法付属の法律であり、国民の基本的義務の範囲をきめる法律だから、疑義のあるような規定の仕方をしてはいけないのです。それで先ほど申し通りに、立法技術とすれば、提案の理由には純粋劇の保護ということをはっきり書いておいて、そうして法文の書き方としては、政令の定める演劇については、という立法の仕方ならば疑義はないのです。それはその適否——立法の趣旨から見ても少し行き過ぎたとか、足りなかったとかいうその批評はありますけれども、法律違反という非難は出てこないのです。ところが法律に純粋劇と書いてあるのに、純粋劇でないものが入ったとか、あるいは純粋劇を抜かしたとかいうことであれば、それは法律違反の政令ということになるのです。そこに私は、これは将来税法の権威のために非常な厄介な問題を残すのじゃないかというところをおそれて今質問したわけですから、それだからその内容のいい悪いで

なく、税法の権威のために、あいまいな立法をしてはいかぬという点で私は質問をしているのです。まあ意味はおわかりになったと思うが、もしその点について大蔵当局が、ことに事務当局が自信があるなら一つ答弁してもらいたい。

○説明員(吉田二郎君) 青木先生の御質問で非常に私もまあお答えしにくいと申しますか、未熟でございます。十分お答えできないのでございまして、ただいま御指摘のございましたように政令で定める演劇ということ、その演劇の中で純粋劇を選んでいくという形であれば、そこに法律違反の心配はないという御趣旨、それを純粋劇というものを法律で縛っておきまして、それを政令で定めた場合に、その政令の定め方によって、純粋劇という通念をはずれたものが入ってきたり、あるいは純粋劇であるものがはずれてみたりするということが起りはしないか、事務当局として自信があるかというお話でございます。私自身も非常にむずかしい定義の問題でございます。自信があると申し上げるべきところでございまして、法律の趣旨に沿うように専心努力するよりはかはないと考えております。大へんあいまいな答弁で恐縮でございますが……

○委員長(廣瀬久忠君) なお質問が本件についてはあると思いますが、質問をこの程度にとどめておきますが、本日は政府提案の理由を聞くべき事項が多いので、入場税に関する質問は後日に残して、政府の提案をこれから伺いたいと思います。

○委員長(廣瀬久忠君) 国有財産法の

一部を改正する法律案
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法律案

専売法等の一部を改正する法律案
国の特定支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案
準備預金制度に関する法律案
預金等に係る不当契約の取締に関する法律案

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
以上、十件を便宜一括議題として、これより提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(足立篤郎君) ただいま議題となりました国有財産法の一部を改正する法律案外九件につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

最初に国有財産法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。国有財産は現在相当巨額なものと

なっておりますので、その管理及び処分を適正に行うことに資するため、国有財産審議会を法制化するとともに、国有財産の境界の確定に関する規定を設ける等、規定の整備をはかる必要があら

りますので、ここに国有財産法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

た国有財産中央審議会及び国有財産地方審議会を法制化し、国有財産の管理及び処分について民間有識者の意見を十分取り入れてその適正を期することとし、その組織等に関しまして所要の規定を設けることといたしてあります。

第二に、普通財産の管理及び処分を計画的に実施いたしますために、各省各庁の長は、その所管に属する普通財産の管理及び処分に関する計画を毎會計年度大蔵大臣に通知することといたしました。また、行政財産につきましては、国以外の者にその使用または収益を許可しようとする場合には、各省各庁の長は大蔵大臣に協議しなければなら

ないこととし、その管理の適正化をはかることといたしてあります。

第三に、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査または測量を行うためやむを得ない必要がある場合には、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができることとし、その他立ち入りについて所要の規定を置いてあります。また、各省各庁の所管に属する国有財産の境界が明らかでないために、その管理に支障がある場合には、各省各庁の長は、隣接地の所有者に対し境界の確定のための協議を求めることができることとし、その他境界の確定のための手続について所要の規定を設けてあります。

第四に、国有財産に関し毎會計年度国会に報告している報告書につきまして、国有財産の管理及び処分の状況を一そう明瞭に把握することができま

ように所要の改正規定を設けることといたしてあります。

次に国有財産特別措置法の一部を改

正する法律案につきまして申し上げます。

財産税として物納された建物、旧軍用財産たる建物等で現在住居の用に供されているものの中には、老朽化して保安上危険なもの、その他その管理の困難なものがございまして、これらにつきましては、できるだけ整理をはかる必要があるものでありますが、その居住者が移転を承知しない等の理由で、整理が進捗しない現状であります。従い

まして、その整理をはかり、あわせて宅地の提供により住宅対策の推進に資するため、保安上危険な建物及びその敷地等の国有財産について特別の措置を講ずることとし、ここに国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

次に本法律案の概略を御説明申し上げます。住居の用に供されている国有の建物で保安上危険なもの、その他その管理が困難なものにつきまして、地方公共団体が、これを取りこわして、その敷地に第二種公営住宅を土地を高度に利用して立体的に建設し、これに取りこわした建物の居住者を収容しようとする場合には、その地方公共団体に

対し、取りこわすべき建物を譲与するほか、その敷地のうちで、公営住宅の建設に必要な国有の土地を、公営住宅の建設に要する標準建設費として定められた金額のうち、その土地の取得または宅地造成のために必要な部分の価格に相当する対価で譲渡することと

こととしたのであります。

次にたばこ専売法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

まず第一に、葉タバコ収納価格の決定を公正妥当なものとするために、日

本専売公社に葉タバコ収納価格審議会を設置しようとするものであります。

葉タバコ収納価格の決定いかんは、専売事業の経営にとってもまたタバコ耕作者にとっても重要な事柄でありますので、従来から日本専売公社において

は、その決定について各方面の意見を徴し、慎重に取り扱ってきたわけでありますが、今回さらに法律上の制度といえまして、日本専売公社総裁の諮問機関として葉タバコ収納価格審議会を設置することといたしております。その内容といたしましては、審議会は、学識または経験のある者十人以内で組織

することとし、総裁の諮問に応じ葉タバコ収納価格の決定について調査審議し、必要と認める事項を総裁に建議するものとすること、公社が葉タバコの収納価格を定めようとするときは、あらかじめ審議会に諮り、その意見を聞かなければならないものとする等、審議会の設置、組織、権限等について所要の規定を設けようとするものであります。

次に、日本専売公社がタバコ耕作の許可処分を行うについては、許可申請者のタバコ耕作経験の有無についても参酌することとする等、実情に即して許可事務の適正化をはかるため、現行の許可耕作許可制限の規定を改正して、これを欠格事由と許可基準に分離するとともに、許可基準の一として許可申請者のタバコ耕作経験の有無を加えることとしたそうとするものであります。

その他以上の改正に伴い所要の規定の整備をはかることいたしました。

ノウ専売法を改正いたしましたして、塩並びに粗製シヨウノウ及びシヨウノウ原油の取納価格の決定を公正妥当なものとするために、日本専売公社に塩取納価格審議会及びシヨウノウ取納価格審議会を設置しようとするものであります。

塩並びに粗製シヨウノウ及びシヨウ
 ノウ原油の収納価格の決定いかんは、
 専売事業の経営にとつても、また塩製
 造業者並びに粗製シヨウノウ及びシヨ
 ウノウ原油の製造業者にとつても重要
 な事柄でありますので、従来から日本
 専売公社においては慎重に取り扱つて
 きたわけですが、今回、法律上の
 制度といたしまして、日本専売公社
 總裁の諮問機関として、塩収納価格審議

会及びシヨウノウ収納価格審議会を設
置することとしたしております。その
内容としたしましては、両審議会は、
それぞれ学識または経験のある者十人
以内で組織することとし、総裁の諮問
に応じ、それぞれ塩並びに粗製シヨウ
ノウ及びシヨウノウ原油の収納価格の
決定について調査審議し、必要と認め

に属する特定の支払金の支払いに関する事務を行なっているものであります。この支払い事務の処理上生じた過誤払いの返還金債権の管理につきまして、本来、国の債権の管理等に関する法律の適用を受けるのであります。が、郵政官署における現業務の特殊性に適應せしめるよう短期間に処理できるものについて同法律に対する必要な特例を設けることができることといたしますとともに、この返還金債権の円滑な回収をはかるために、翌期以降の支払金を返還金債権に充当できることとする等の必要がありますので、この法律案を提出することとしたものであります。

次にこの法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この返還金債権の管理につきましては、發生の日から三月を経過する日までの間は、政令で定めるところにより国の債権の管理等に関する法律の特例を設けることができることとし、郵政官署の事務処理に適應した債権管理の手續を定め、円滑かつ簡便に回収できる措置を講ずることとしてゐるのであります。

第二に、郵政官署において返還金債権の返還義務者に対して支払うべき支払金があるときは、その支払金の金額を返還金債権の金額に充当することができることとし、また、返還義務者が国から給与を受け、または恩給にかかるとる返還金債権の返還義務者が都道府県庁から給与を受けるときは、国または都道府県の給与支払機関は、債権管理官官の請求に基いて返還義務者に支払うべき給与の額から返還金債権の金額を控除して国庫に払い込むものとした。

して、返還金債権の円滑な回収をはかることといたしているのであります。

第三に、返還金債権の回収に伴う納金の整理方法といたしまして、過払いをした年度内に収納された金額は、これをその支払った資金に戻し入れることといたしますとともに、利息、延滞金、または過払いをした年度の翌年度以後に収納された返還金債権の金額は、資金の交付を受けた郵政官署の出納官吏をして各省各庁の歳入に払い込ませることといたしているのであります。

次に日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の理由を御説明いたします。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月に設立されて以来、わが国の外国貿易の振興に大きな役割を果して参つたのでありますが、その間、経済情勢の推移に應じた業務運営のために、数回にわたり、その業務範囲の拡張等が行われて今日に至つた次第であります。さて、最近の内外の情勢にかんがみまするとき、わが国の海外投資をさらに推進する必要があると認められるのでありますが、このためには日

本輸出入銀行の機能をさらに拡充し、その効果的な運営をはかることが適當であると考えられるのであります。ここに提出いたしました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、このような趣旨に基きまして、日本輸出入銀行の業務の範圍を海外投資金融を中心として大幅に拡張いたしますとともに、これに伴う同行の業務の運営を円滑かつ効率的ならしめるため所要の改正を加えることとしたのであります。

次に、今回の改正の要点を申し上げます。まず第一に、技術の提供のために必要な資金を融資の対象に加えたことであります。現行法におきましては、海外への技術の提供に対する金の輸出につきましては、わが国から設備等の輸出が行われる場合に、これに伴つてなされる技術提供のみを融資対象としたておつたのであります。しかしながら、設備等の輸出と直接関連のない単独の技術提供でも支払いが長期延べ払いとなるために、金融の必要があるものも相当生じている実情でありますので、技術の提供が海外輸出入市場の開拓確保、または外国との経済交流の促進に寄与すると認められる限り、設備等輸出に直接関連のないものでもこれを融資の対象に加えることとしたのであります。

第二に、海外投資金融及び海外事業金融に関する業務の範囲の拡張であります。現行法では原則として設備等の輸出が直接伴うような海外投資及び海外事業のみを融資の対象としていたものでありますが、設備等の輸出が直接に伴わない場合であっても、海外輸出入市場の開拓確保または外国との経済交流の促進に寄与すると認められるものは、広く貸付の対象に含めることが適当と考えられますので、この点法律に規定する融資目的を拡張することとしたのであります。これとともに、融資の対象となる海外投資の形態、海外事業の範囲、資金の使途等についてもこれを大幅に拡張することいたしました。わが国の外国貿易、その他對外取引の規模を拡大し経済の発展をはかるためには、海外投資あるいは海外事業を通じて外国との経済交流を促進

では、原則は現行通り輸出入金融五年、その他十年でありますが、特別な事由のある場合については法律上の制限を設けないこととし、実情に応じて弾力的な運用を行い得ることといたしました。

第五は、借入金及び債務保証の限度を改めたことであります。最近における日本輸出入銀行の業務の実績及び今回

の改正による業務範囲の拡張により、予想される業務量の増大を考慮いたしました。また、現行法における借入金と債務保証の合計額は、自己資本額以内とするという制限はこれを緩和する必要があると考えられます。改正案におきましては、借入金の限度を自己資本の二倍とし、貸付と債務保証の合計額は、自己資本と借入金の限度額の合計額を越えないこととしたしているのであります。

第六に、以上の業務範圍の拡充に伴い、日本輸出入銀行の目的その他につき所要の改正を加えたほか、理事の定員を二名増員することとしたしました。

以上が今回の改正の要点であります。

次に臨時通貨法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在臨時通貨法に基く補助貨幣の額は、五十円が最高となっているのでありますが、これをもってしては最近の経済取引の実情に沿わないうらみがあること、現状をもつて推移すれば、日本銀行券の製造費は年々著しく増大すること、さらには日本銀行における通貨の発行元準備を充実する必要があること等の見地から、新たに百円のもの

また、これに伴い百円の臨時補助貨幣は、二千円を限度として法貨として通用する旨の規定を設けました。

わが国における通貨調節手段としては、現在、公定歩合政策及び公開市場操作があるわけですが、これらに加えて、この法律により、新たに準備預金制度を創設して、通貨の調節のための手段を完備し、わが国の金融制度の整備をはかろうとするものであります。

一日に大藏大臣に答申された準備預金制度に關する答申の内容を尊重して立法化したものであり、その骨子は、金融機關に預金の一定割合の現金を日本銀行に預入させ、この割合を必要とすることによって通貨量の調節をはからうとするものであります。

第一に、本制度の対象となる金融機関は、銀行法による免許を受けた銀行並びに長期信用銀行、外国為替銀行、

相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫のうち政令で定めるものであります。が、さしあたりは、銀行法で免許を受けた銀行、長期信用銀行及び外国為替銀行程度とすることを予定しております。すなわち、外国銀行の本邦内における

第二に、対象とする預金につきましても、総預金をとることにし、外貨預金などは、実情に應じて除き得ることにいたしております。

第四に、銀行は、この法律の定めるところにより、その預金額に應じて日本銀行に預け金をすることを義務づけ

得るようにいたしております。

第五に、金融機関の預金及び日本銀行に対する預け金の算定方法につきま

このほか、金融機関の日本銀行預金の額が、法定準備預金額に達しない場合には、その金融機関は、不足額に

次に預金等に係る不当契約の取締に
関する法律案につきまして、その提案

の理由を御説明申し上げます。最近金の理由を御説明申し上げます。最近金と称する特殊な預金の受け入れが乍ら、このため金融機関の経営が破綻

この法律で取締の対象としたものは、いわゆる導入預金の典型的なものでありまして、これは、預金契約に當つて預金者が特別の利益を得る日

反面、金融機関がこのような申ししを

経営の見地からも厳に慎みむべきものであると考えられるのであります。

しかるに現行法規のもとでは、このような性質を持った預金を有効に取締る規定がありませんので、金融秩序を維持するために新たに取締法規を定める必要があるものと認められます。

次にこの法律案のおもな内容につ

てその概要を御説明申し上げます。

第一に金融機関に預金等をするものが、その預金等に関し、特別の金銭の利益を得る目的で、特定の第三者

通じ、金融機関を相手方として、預金等を担保として提供することなく、その指定する特定の第三者に対し資金の融通等をすべき旨の契約をすることを禁止しております。

第二に金融機関に預金等の媒介をする者が、預金等に関し、その預金等をする者に特別の金銭上の利益を得させる目的で、特定の第三者と通じ、または自己のために、前述の契約をすることを禁止しております。

第三に金融機関が預金等をする者、またはその媒介をする者を相手方として、第一、第二に述べた内容の契約をすることを禁止しております。

第四に以上に述べた各禁止規定に違反した者及び脱法行為をした者に対し刑事罰を課するとともに所要の同罰規定を設けることにしております。

最後に、国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず第一は、皇居仮宮殿の改装工事であります。

諸外国の大公使等の謁見、接見等に利用しております仮宮殿は、宮内庁庁舎の三階を改装したもので、宮殿としては不完全な点がありますので、その一部に修繕、模様替え等を行なつて整備しようとするものであります。

第二は、仮宮殿前広場の舗装工事であります。

仮宮殿車寄せ前の広場の路面は、現在砂利敷きとなっておりますが、この地域を舗装しようとするものであります。

第三は、皇居平川橋の改修工事であります。

平川橋は、大正十五年改修以来、三十年を経過し、本部の腐朽損傷はなほだしく、危険でありますとともに、文化的見地からも復元する必要があるもので、これを改修しようとするものであります。

最後は、京都御所の小御所の復元工事であります。

小御所は、昭和二十九年八月十六日不慮の火災により焼失したものであります。御承知の通り、この建物は由緒あるものでありますので、その復元のため、昭和二十九年よりその計画を進めて参つた次第であります。いよいよ昭和三十三年より工事着手しようとするものであります。

以上、御説明申し上げました四件は、いずれもこれを皇室用財産として取得する必要があるわけであり、そのためには国有財産法第十三条第二項の規定により、国会の議決を経る必要がありますので、ここに本案を提案した次第であります。

以上、国有財産法の一部を改正する法律案外九件の提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 各案について後日に譲ります。

本日は、これにて散会をいたします。

午後零時六分散会

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道開発公庫法の一部を改正

する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

四月九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有財産特殊整理資金特別会計法案(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案(予備審査のための付託は三月一日)

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、トン税法廃止に関する請願(第一六四六号)

一、物品税撤廃に関する請願(第一六四七号)

一、化粧品品の物品税撤廃等に関する請願(第一六四八号)

一、元満洲鉄道の社員の退職手当等支払に関する請願(第一六七二号)

一、私立学校の基本収入を収益事業から除外する等の請願(第一六八五号)

一、在外財産処理促進に関する請願(第一七〇七号)

第一六四六号 昭和三十三年三月二十五日受理

請願者 名古屋市議会議長 鈴木 木脇政外五名

紹介議員 大倉 精一君

状であるから、港湾管理者の財源確保の見地から外航船舶に対し港湾法第四十四条の二に定める入港料を港湾管理者が徴収し得るようトン税法(本法による年間徴収総額約二億五千万円)を廃止せられたいとの請願。

第一六四七号 昭和三十三年三月二十五日受理

物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋馬喰町三ノ三東京化粧品工業会内 外池五郎外十四名

紹介議員 土田國太郎君

物品税は、昭和十二年北支事変中に戦時特別措置法の名のもとに制定されたいわゆる戦時立法であり、その当時と現在の社会百般の情勢は根本的に変化しているにもかかわらず、今日なお物品税が存続されているため、製造業者ははなはだしく苦しんでいるばかりでなく、正当なる業者の困惑は想像以上なく、正当なる業者の困惑は想像以上なく、中小企業の振興と輸出産業の進展を阻害する等その弊害は筆舌につくせぬものがあるから、すみやかにこれを廃止せられたいとの請願。

第一六四八号 昭和三十三年三月二十五日受理

化粧品品の物品税撤廃等に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋馬喰町三ノ三東京化粧品工業会内 外池五郎三郎外十二名

紹介議員 豊田 雅孝君

化粧品品のうちおしろい、紅、香水、まゆ墨等に対し三割、クリーム、ポマード、養毛料、化粧品等に対し五分の物品税が課せられているが、化粧品製造業者はその大部分が中小企業者であると同時に、需要者は一般大衆なためにも婦人大衆であり、これら化粧品は今日では国民の日常生活必需品であるのに化粧品製造業者は物品税を蔵出し徴収されて企業の経営に多大の重圧を受けているにまで三割課税という不当な取り扱いを受けている現状であるから、その全廃若しくは最小限措置として、三割課税品目を五分に軽減せられたいとの請願。

第一六七二号 昭和三十三年三月二十七日受理

元満洲鉄道の社員の退職手当等支払に関する請願

請願者 東京都中野区鷹の宮三ノ一七五 高橋威夫

品税が課せられているが、化粧品製造業者はその大部分が中小企業者であると同時に、需要者は一般大衆なためにも婦人大衆であり、これら化粧品は今日では国民の日常生活必需品であるのに化粧品製造業者は物品税を蔵出し徴収されて企業の経営に多大の重圧を受けているにまで三割課税という不当な取り扱いを受けている現状であるから、その全廃若しくは最小限措置として、三割課税品目を五分に軽減せられたいとの請願。

第一六八五号 昭和三十三年三月二十七日受理

私立学校の基本収入を収益事業から除外する等の請願

請願者 東京都品川区上大崎四ノ二九日本法人各種学校連合会内 杉野 繁一外百十九名

紹介議員 吉米地英俊君

公益法人の収益事業の範囲を拡張し、

その中に技芸教授を設ける由であるが、これに關しては學校經營の特殊性を充分考慮されて、(一)學校教育に直接關係している基本収入は収益事業の範圍に絶対に加えないよう措置すること、(二)収益事業の範圍をさらに明細に定めること、(三)私学の基本収入は文部大臣又は大藏大臣の指定承認事項として収益事業から除外すること等特段の配慮をせられたいとの請願。

第一七〇七号 昭和三十二年三月二十九日受理

在外財産處理促進に關する請願

請願者 滋賀縣會議長 船野 長人

紹介議員 西川甚五郎君

在外財産處理についてさきに政府は在外財産審議會を設置し、また衆參兩院においても「在外財産處理促進のため政府は財政的措置を速かに講ずべし」との決議がなされたにもかかわらず、いまだに具體的な解決方法をみるに至っていないことは民生行政上誠に遺憾であるから、すみやかに在外財産處理について必要な措置を講ぜられたいとの請願。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外国貿易」を「外国との貿易を主とする經濟の交流」に、「輸出入金融」を「輸出入及び海外投資に關する金融」に改める。

第十條中「三人」を「五人」に改める。

第十八條から第十八條の三までを次のように改める。

(業務の範圍)

第十八條 日本輸出入銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 設備(船舶及び車両を含む)並びにその部分品及び附屬品で本邦で生産されたもの並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるもの(以下「設備等」という。)の本邦からの輸出を促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸出に必要な資金を貸し付け、又は銀行(銀行法第二条の規定による免許を受けた銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)に規定する外国為替銀行をいう。第三十九條第一項を除き、以下同じ。)に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。

四 國民經濟の健全な發展のために必要な原料、材料その他の物資(以下「重要物資」という。)の外国からの輸入が確實かつ適時に行われることを促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸入に係る前払に必要な資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。

五 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との經濟交流を促進するため、本邦法人又は本邦人に対して海外投資に充てられるべき資金で次に掲げるものを貸し付けること。

イ 外國法人に出資し、若しくは

はその株式を取得し、又は外國法人に設備等を貸し付けるために必要な資金

ロ 当該本邦法人又は本邦人の出資(株式の所有を含む)に係る外國法人に出資しようとする外國政府等又は他の外國法人若しくは外國人に対してこれに要する資金をこれらの者に対して貸し付けるために必要な資金

ハ 当該本邦人又は本邦人が出資その他の方法により經營を實質的に支配している外國法人に対して貸し付けるために必要な資金で、当該外國法人によりその本邦外において行う事業につき設備の新設若しくは拡充のための資金又は当該設備の新設若しくは拡充に伴い必要とされる長期の資金(以下「設備資金等」という。)に充てられるもの

ニ もつぱら海外投資を目的とする本邦法人に出資するために必要な資金で、その本邦法人によりイからハまでに掲げる資金に充てられるもの

六 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との經濟交流を促進するため、外國政府等に対して本邦法人又は本邦人の出資(株式の所得を含む)に係る外國法人に出資するために必要な資金を貸し付けること。

七 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との經濟交流

を促進するため、本邦法人(本邦法人又は本邦人が株式又は持分の全部を所有している外國法人を含む)又は本邦人に対してその本邦外において行う事業に必要な設備資金等を貸し付けること。

八 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との經濟交流を促進するため、外國政府等に対してその本邦外において行う事業に必要な設備資金等を貸し付け、若しくは当該外國政府等に当該設備資金等を貸し付ける本邦法人若しくは本邦人に対してこれに必要な資金を貸し付け、又は当該設備資金等を調達するために当該外國政府等が発行する公債を応募その他の方法により取得すること。

九 第一号、第二号、第四号、第五、第七号又は前号の規定により資金の貸付を受けることができる本邦法人(第七号の場合にあつては、同号に規定する外國法人を含む)又は本邦人に対して当該資金に係る債務を保証すること。

十 第五号の規定により資金の貸付を受けることができる本邦法人又は本邦人が同号の規定により当該本邦法人又は本邦人から資金の貸付を受けることができる外國法人又は外國人の当該資金に係る債務を保証した場合において、当該本邦法人又は本邦

人に対してその保証債務を保証すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務

第十八条の二 日本輸出入銀行は、次の各号に該当するときに限り、資金の貸付、手形の割引、公債の取得又は債務の保証を行うことができる。

一 銀行が通常の条件により資金の供給を行うことが困難な場合
二 当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払、当該取得に係る公債の償還又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合

2 前条第一号、第二号又は第四号の規定による資金の貸付は、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限り、行うことができる。ただし、銀行が日本輸出入銀行とともに資金の貸付をすることが著しく困難であり、かつ、日本輸出入銀行による資金の貸付が当該各号に規定する貸付の目的を達成するため特に緊要であると認められる場合には、この限りでない。

3 前条第四号の規定による前払に係る資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第九号の規定による債務の保証は、当該前払に係る資金（前払が設備等又

は技術をもつて行われる場合には、当該設備等又は技術が、その前払を受ける者によつて、当該前払に係る輸入契約に基く重要物資の本邦への輸出を行うために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられる場合又は当該前払をしなければ当該輸入契約に基く重要物資の本邦への輸出が著しく困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

4 前条第八号の規定による資金の貸付若しくは公債の取得又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第九号の規定による債務の保証は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 外国政府等の行う事業が重要物資の資源を開発する事業であつて、その開発に係る重要物資の全部又は大部分が本邦に輸入されることが確実である場合
二 外国政府等がその行う事業に要する設備（船舶及び車両を含む）、その部分品及び附属品並びに技術の全部又は大部分を本邦から輸入し、又は受け入れる場合

（借入金の限度額等）
第十八条の三 第三十九条第一項の規定による借入金の額は、第四条に規定する資本金及び第三十八条第一項に規定する準備金の額の合計額の二倍に相当する額をこえることとなつてはならない。

2 第十八条第一号から第八号までの規定による資金の貸付、手形の割引及び公債の取得に係る債権の現在額並びに同条第九号の規定による保証に係る債務及び第十号の規定により保証した保証債務に係る債務の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第三十八条第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

割引及び公債の取得に係る債権の現在額並びに同条第九号の規定による保証に係る債務及び第十号の規定により保証した保証債務に係る債務の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第三十八条第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九条第一項中「第七号」を「第十号」に、「当該利率、非合及び料率により収入する貸付金利息、手形割引料」を「日本輸出入銀行の収入する貸付金利息、手形割引料、公債の利子」に改める。

第二十条の見出しを「貸付金の償還期限等」に改め、同条第一項中「第一号、第三号若しくは第四号」を「第一号から第四号まで」に、「第七号」を「第九号に」、「第二号」を「第一号、第二号」に改める。

第二十条第二項中「これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む」又は「技術の提供若しくは受入又は外国からの重要物資」に、「本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進する」を「第十八条第一号から第四号までに規定する資金の貸付又は手形の割引の目的を達成するため」に、「六月以内若しくは五年をこえ十年以内である場合」を「六月以内である場合若しくは当該償還期限若しくは

履行期限が五年をこえる場合」に改める。

第二十条第三項中「第二号」を「第一号、第二号」に改める。
第二十条第四項中「第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付」を「第五号から第八号までの規定による資金の貸付、公債の取得」に、「第七号」を「第九号若しくは第十号」に改め、同項中「貸付金」の下に「若しくは公債」を、「保証に係る債務」の下に「同条第十号の規定による保証にあつては、その保証した保証債務に係る債務。以下次項において同じ。」を加える。

第二十条第五項中「資金の貸付」の下に「公債の取得」を、「当該貸付」の下に「取得」を加え、同項中「外国における」を「本邦外における」に改め、同項中「貸付金」の下に「若しくは公債」を加え、同項中「十年をこえ十五年以内である場合」を「十年をこえる場合」に改める。

第二十二条中「物資等」を「公債の取得の方法、重要物資」に改める。
第二十四条中「輸出入金融」を「輸出入及び海外投資に関する金融」に改める。

第二十六条第二項中「手形割引料」の下に「公債の利子」を加える。
第四十六条第五号を次のように改める。

五 第十八条の三第一項の規定に違反して資金の借入をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付、手形の割引、公債の取得若しくは債務の保証をしたとき。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 設備等輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「輸出入市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換」を「輸出入市場の開拓又は確保」に、「これに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供」を「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術の本邦法人又は本邦人からの提供」に改める。

第三条第三項及び第九条中「十年」を「十年以上において政令で定める期間」に改める。

3 日本海外移住振興株式会社法（昭和三十年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項第二号ただし書及び第三号ただし書を削る。

四月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める。

(皇居)

一、所在地 東京都千代田区一番

二、口座名 皇居

三、取得財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	工事名称
建物	事務所建		一三、七六〇、〇〇〇円	修繕 模様替	皇居仮宮殿改装工事
工作物	舗床	一	九、九七一、〇〇〇	増設	皇居仮宮殿前広場舗装工事
"	橋梁	一	五、七九八、〇〇〇	修繕	皇居平川橋改修工事

(京都御所)

一、所在地 京都市上京区四三八

二、口座名 京都御所

三、取得財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	工事名称
建物	住宅建	延一四七坪 一四七坪	五一、一九五、九五〇円	新築	小御所復元工事

昭和三十三年四月十三日印刷

昭和三十三年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局